

公布された規則のあらまし

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第 40 号）

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（平成 31 年佐賀県条例第 28 号。附則第 1 条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成 31 年 4 月 1 日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は平成 31 年 6 月 1 日とすることとした。